明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○総合特別区域法第二十八条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**内閣府**二四六、二四七）　一
○総合特別区域法第五十六条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**同**二四八～二五一）　二
○除籍が滅失した件（**法務**四二〇）
○難民認定証明書が効力を失った件（**同**四二一）
○ナカラ港緊急改修計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三三五）
○次世代育成支援対策推進法第二十条第一項の規定に基づき指定された次世代育成支援対策推進センターが名称を変更した件（**厚生労働**三四四）
○次世代育成支援対策推進法第二十条第一項の規定に基づき指定された次世代育成支援対策推進センターが同条第二項に規定する業務を行う主たる事務所の所在地を変更した件（**同**三四五）
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**二七五一）　三
○保安林の指定をする件（**同**二七五二～二七六八）　三
○特定登録調査機関の先行技術調査業務を廃止する件（**特許庁**一一）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一〇九九）　六
○航路標識に関する件（**海上保安庁**二〇二）
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（**同**二〇三）　七
○道路に関する件（**北陸地方整備局**九七、九八）
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**近畿地方整備局**二三六）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**九州地方整備局**二〇〇）　九

〔国会事項〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

最低賃金の改正決定に関する公示（岐阜労働局最低賃金公示二、香川同二、熊本同二～四、大分同二）　九

国家試験

平成二十六年司法試験の施行（司法試験委員会）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁
財団関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　一〇

会社その他

告示

○内閣府告示第二百四十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十五年九月十七日内閣府告示第二百七号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年十月十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十一月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みなと銀行
二　住所　兵庫県神戸市中央区二丁目一番一号

○内閣府告示第二百四十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十五年九月十七日内閣府告示第二百七号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年十月十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十一月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社山陰合同銀行
二　住所　島根県松江市魚町十番地

○内閣府告示第二百四十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十五年九月十七日内閣府告示第二百七号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年十月十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十一月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社静岡中央銀行
二　住所　静岡県沼津市大手町四丁目七十六番地

○内閣府告示第二百四十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年九月十七日内閣府告示第二百八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年十月十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十一月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　沼津信用金庫
二　住所　静岡県沼津市大手町五丁目六番十六号